

別表十二(十三)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()		
当期積立額		1	円		円		
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額	2	期首中部国際空港整備準備金の金額	11			
	(1)のうち剰余金の処分による積立額	3		均等益金算入額の計算	12	基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	
		均等益金算入額 (12) × —		13			
積立限度額	空港用地取得価額基準額 (平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時に 中部国際空港用地の帳簿価額)	4	期首中部国際空港整備準備金の金額	14	同上以外の場合による益金算入額		
	空港用地取得価額基準額 (4) × $\frac{1}{10}$	5		計 (13) + (14)	15		
	累積限度基準額残額 (4) - ((11) - (14))	6		当期積立額のうち損金算入額 (10)	16		
額の計算	所得又は連結所得の金額 (別表四「40の①」又は(別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」))	7	期末中部国際空港整備準備金の金額 (11) - (15) + (16)	17			
	所得基準額 (7) × $\frac{2}{3}$	8	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18			
	積立限度額 (5)、(6)と(8)のうち少ない金額	9	差引 (18) - (17)	19			
当期積立額のうち損金算入額 ((1)と(9)のうち少ない金額)		10	貸借対照表の金額との差額の明細	20	貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))		
			当期	21	積立限度超過額 (1) - (9)		
			前期以前分	22	当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)		
			前期以前分	23	前期末における差額 (前期の(19))		

別表十二(十三) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1213

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄:「00481」
- ③ 「適用額」欄:当該別表十二(十三)「10」欄の金額(円単位)